

令和8年度 監督処分一覧表

業者名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
株式会社PEACE	鹿児島市	取消処分	令和8年4月21日 ~ ()	株式会社PEACEは、営業所の所在地または建設業者の所在を確認できず、その旨を令和8年3月17日付け鹿児島県公報第702号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。
				根拠法令 建設業法第29条の2第1項